

大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会 第2回共生・安心部会 会議録

◆日時 令和6年6月3日(月) 9:30~12:00

◆場所 大分市役所第2庁舎6階大研修室

◆出席者(計13名)

【部会長】

能美 知子

【副部会長】

鶴成 悦久

【委員】※50音順、敬称略

藍京 誠治、荒金 一義、安藤 歩、石田 佳代子、衛藤 龍、木村 幸二、野口 智裕、藤本 保、牧 久美、
増田 真由美、松井 瞬

【事務局】

企画課参事 後藤 逸人、同主査 後藤 祐也、同主任 姫野 雄太

【関係課】※機構順

市民協働推進課長 和田 勝美、生活安全・男女共同参画課長 大石 雅博、
生活安全・男女共同参画課男女共同参画センター所長 生嶋 暢子、国保年金課長 増本 朗、
国保年金課政策監 足立 彰二、福祉保健課長 佐藤 明、福祉保健課参事 藍沢 伸介、
人権・同和対策課長 佐藤 満、長寿福祉課参事 大城 存、障害福祉課長 三原 徹、
生活福祉課長 尾上 典章、

【企画プロジェクトメンバー】

防災危機管理課専門員 深田 慎也、市民協働推進課主査 梅田 祐司、福祉保健課主査 安部 芳樹、
健康課専門員 溝口 裕美

◆次第

1. 開会

2. 議事

(1) 基本計画各論 各章・節の検討

第1章 地域コミュニティの活性化

第2章第1節 人権教育・啓発及び同和対策の推進

第2章第2節 男女共同参画社会の実現

第3章第1節 地域福祉の推進

第3章第2節 高齢者福祉の充実

第3章第3節 障がい者(児)福祉の充実

第3章第4節 社会保障制度の充実

(2) その他

3. 閉会

事務局

皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画検討委員会第2回共生・安心部会を開催いたします。

本部会の開催に先立ちまして、事務局より3点ご連絡をさせていただきます。

1点目は、本日の出欠状況に関する連絡でございます。本日は、後藤委員、江川委員より欠席の連絡をいただいております。なお、松井委員はオンラインでの参加でございます。また、衛藤委員は少し遅れるとの連絡をいただいております。この場でご報告させていただきます。

2点目は、本部会の運営に関する連絡でございます。本部会は公開で開催をさせていただきます。また、会議内容の議事録を市のホームページに公開することとしておりますが、発言者の個人名等は掲載いたしませんので、ぜひ忌憚のないご意見をいただければと存じます。

最後に、3点目は配付資料の確認です。皆様の机上には、次第のほか、右上に「資料1」、「資料2」、「資料3」、「参考」と書かれた資料をクリップ留めで配付させていただいております。皆様、お手元にごございますでしょうか。なお、現行の総合計画の冊子とデータ集を配付しておりますが、こちらは本会議終了後に回収させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、初めに次第をご覧ください。

本日の議事としましては、基本計画各論、各章・節の検討ということで、委員の皆様には、「第1章地域コミュニティの活性化」から、「第3章第4節社会保障制度の充実」までの7施策についてご検討をお願いしたいと存じます。

今回、委員の皆様はタブレット端末をご用意しております。会議の進行に合わせて職員が端末操作を行い、該当のページを画面に表示させていただきます。職員が端末操作をして画面に表示されているページを移動すると、皆様の端末画面もそれに合わせてページが移動するように設定しております。ご自身でページの操作を行う場合、右下のマークを押していただくと、自由に操作が可能となります。

なお、紙の資料につきましては、前回、皆様に配付いたしました黄色のファイルの中に赤色のインデックスシールで第2部と書かれたページから1枚めくっていただくと、17ページ、点字では1ページから、市が作成した素案がございます。本日は17ページから29ページ、点字では1ページから61ページまでが検討の対象範囲となります。

紙の資料をご覧になる方で、A3に拡大した資料をご用意しておりますけれども、こちらのほうを使われるという方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、素案の17ページ、点字は1ページをお開きください。現在、タブレットは17ページを表示しております。

これから、担当課より各章・節の説明をさせていただきますが、その説明の流れとしては、まず、初めに2の現状、点字では1ページの16行目、その次に3の今後の課題、点字では3ページの4行目、最後に1の目指す姿、点字では1ページの9行目の順番に説明をさせていただきます。また、下段に、点字は4ページの2行目からになりますが、記載されております図やデータにつきましては、2の現状や3の今後の

課題の中で適宜説明をさせていただきます。

担当課が説明した後に委員の皆様で検討を行っていただく運びになります。

なお、素案の18ページの4の主な取組、点字では6ページの15行目と5の目標設定、点字では10ページの2行目の項目がございますが、それらの項目については、10月に開催される第4回部会から検討を行っていただくため、今回は対象外となりますのでご留意願います。

次に、**資料1**の「本部会の論点等について」をご覧ください。

前回の部会において、鶴成副部長より、「何を議論し、何を決めていかなければならないのか、概要でもいいのでまとめた資料ができないか」とのご意見をいただいておりますが、特に検討していただきたい視点、論点としてお示しをしているのが、この資料の赤枠で囲っている箇所になります。

基本的な視点としては、本市の状況を踏まえた課題認識が適切であるかということになりますが、主なポイントといたしまして、1、市民に分かりやすくなっているか。2、社会情勢の変化や時代の要請に沿ったものであるか。3、今後10年の途中で変化が起きて柔軟に対応できるものか。4、必要に応じ、多様な主体との連携を重視したものになっているかなど、それぞれの委員の専門的な視点や一市民として大きな視点からご意見をいただければと考えております。

施策ごとに検討を行っていただきますが、時間が来ましたら、部長には部会としての意見をまとめていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、資料の青枠で囲っている箇所は検討時間となります。その隣の欄の部会の予定時刻を示しております。

限られた時間の中で、有意義な議論や意見交換を展開していただくために、委員の皆様には円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回、本検討委員会に若者枠を創設いたしましたので、若者代表の委員からもぜひ積極的なご意見をいただければ幸いです。

次に、**資料2**、事前質問に対する市の回答をご覧ください。

これは、今年の5月に委員の皆様からいただいた質問に対して市の回答をまとめた資料になります。貴重なご意見として検討の参考にさせていただきます。

次に、**資料3**の意見提案書をご覧ください。

こちらは、本部会の終了後に、本日の検討部分に関し、お気づきの点がございましたら任意で本提案書を提出していただくことが可能でございます。提出期限は6月11日の火曜日までとさせていただきます。メールアドレスがある委員には、部会終了後にデータを送付させていただきます。木村委員におかれましては、後日、身障協事務局を通してメールを送付させていただきます。

ご提出いただいた本提案書につきまして、市から回答はいたしかねますが、今後の参考にさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

最後に、右上に**参考**と書かれた資料をご覧ください。

こちらは現在、白紙でございますが、委員の皆様からいただいた意見に対して、市の考え方をまとめる資料になります。本日の部会でいただいたご意見につきましては、次回の第3回部会で皆様にお示ししたいと考えております。第3回部会でいただいた意見は第4回部会、第4回部会でいただいた意見は第5回部会でというように、毎回フィードバックする形でお示しをさせていただきます。そして、こちらの様式の意見

等を基に、最終的に皆様からいただく提言書に結びつけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、前回の部会で安藤委員から、目指すまちの姿、都市像が最終的にどのように決まっていくのかというご質問をいただいておりますが、こちらにつきましては、総務部会のほうで検討をしていただくということになっております。それから、検討委員会の委員長をはじめ、各部会の部会長、副部会長で構成された代表者会議で各部会の議論の状況を共有し、最終的には来年2月の検討委員会の全体会で提言案を決定していくということになります。

連絡事項は以上でございますが、ご質問等はよろしいでしょうか。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

議事の進行につきましては、本検討委員会設置要綱第7条第4項により、部会長が行うこととなっておりますので、ここからの議事進行につきましては能美部会長にお願いしたいと存じます。能美部会長、よろしくお願いいたします。

部会長

改めまして、皆さん、おはようございます。本日は、地域コミュニティ、人権・同和对策、男女共同参画、また、福祉、保健の分野に関する検討を行いますので、どうか積極的なご意見をいただけますようお願いいたします。

それでは、早速、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

議事（1）基本計画各論、各章・節の検討につきまして、まず、「第1章地域コミュニティの活性化」から、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

市民協働推進課の和田でございます。

第1章「地域コミュニティの活性化」についてご説明させていただきます。

施策ページの17ページ、点字は1ページ7行目からご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の66ページ、点字は1ページの8行目から3ページの14行目を併せてご覧ください。

まず、全体に関してですが、現行計画を基本としつつ見直しを行い、改定を行ったところでございます。

初めに、2番の現状、点字は1ページ16行目からについてですが、本市を取り巻く社会情勢としては、人口減少社会の到来に伴い、住民が支え合う地域社会の機能の低下や人間関係の希薄化などにより、犯罪抑止力や防災力の低下など、地域における安全安心の確保が危ぶまれています。

本市の現状としましては、市民との協働により地域コミュニティの活性化に取り組む中で、市民主体の地域活動が行われ、地域力が向上してきています。しかし、活動の担い手不足が課題の地域もある現状となっております。

現行計画を基本に整理していますが、軽微な変更点としまして、地域における安全安心の確保が危ぶまれていることの背景について、人間関係の希薄化に定義していた地域に対する無関心の文言を削除しております。

理由としましては、市民意識調査により、地域活動や市民活動が大切だと思っている市民は全体の7割以上にも及ぶと示されていることであり、その根拠を示したデータが、資料下段にある地域活動や市民活動が大切だと思う市民の割合、点字は4ページ2行目からになります。その現状を踏まえ、変更を行っております。

次に、3番の今後の課題、点字は3ページ4行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえ、地域の課題を解決していくためには、地域課題の解決策を住民が主体的に考え行動する、市民が主体となった自主自立のまちづくりを推進していくことが重要としております。また、地域づくり活動を推進する中で、地域を担う人材の育成、確保に取り組むとともに、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティをさらに活性化させていくことが重要としております。

現行計画からの内容の変更点はなく、文言の整理を中心に行っております。

最後に、1番の目指す姿、点字は1ページ9行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで、市民主体のまちづくりが進み、地域コミュニティの活性化が図られ、市民一人一人が誇れる地域社会の構築を目指すこととしております。

この目標を設定した理由につきましては、市民自らの考えに基づく自発的な取組を促進することが地域コミュニティの活性化につながるという点を考慮した上でこのような目指す姿を設定したところでございます。

説明につきましては以上でございます。

部会長

ありがとうございます。

これより検討を行います。委員の皆様には、主に2の現状のところと、3の今後の課題の点につきまして、ご意見をいただければと思います。時間が来ましたら、私のほうで適宜部会としての意見をまとめたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、ご意見がある方は挙手をお願いします。

委員

事前の質問票にありましたが、住民と市民の定義についてです。この回答書からは少し理解できなかったもので、あらためて説明していただければと思います。市民のほうは理解できましたが、住民のほうが市民より狭い意味なのか、逆に広い意味なのかどちらとも読み取れるような書き方でしたので、説明をお願いします。

部会長

今のご意見につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

市民と住民の定義につきましては、事前質問の中でもお答えはさせていただきましたが、基本的には、住民の方が、市民よりも狭い定義だというふうに捉えております。ただ、章全体で市民と住民の表記の仕方について、あらためて精査をさせていただきますと考えております。よろしくをお願いいたします。

部会長

概念の区別ということですが、いかがでしょうか。

委員

理解できました。回答では、そこがはっきり捉えられなかったもので、最初に質問させていただきました。

部会長

ありがとうございました。そうしましたら、ほかの委員の皆様、ご意見がある方は

挙手をお願いします。

もし、手が挙がらない場合は、部会長の判断で、適宜、ご意見を求めることがございますので、指名された場合には、お気軽にご意見ををお願いします。

委員 1点、お伺いします。市民目線の質問になりますが、現状としましては、地域活動や市民活動が大切だと思う市民が増えており、7割以上という説明があったと思います。今後の課題として、市民や住民が主体となって、という説明があったと思いますが、行政としてはサポートをしていくのか、この内容だけでは分かりませんでした。サポートしていくとは思いますが、どこまで記載するか、お伺いできたらと思います。

部会長 事務局でから、説明をお願いします。

事務局 市民主体でという表記になっていますが、行政が今後サポートをしていくのか読み取りづらい部分があるというご意見をいただきました。行政としては、これまで以上に、市民主体のまちづくりに対してサポートしてまいります。市民主体のまちづくりが進み、市民一人一人が地域社会を構築していくと表記していますが、それを目指して、我々も取組を一緒に進めていくこととしております。

部会長 事務局の説明について、何かご意見等はございますか。

委員 そうだと思っておりましたが、市民はこの文章を見て理解をされると思います。文言を追加するのは難しいと思いますので、その行政と市民とのつながりが、今後もあるということが確認できれば、大丈夫です。ありがとうございました。

部会長 ありがとうございます。今のご意見は、市民主体というところを前面に押し出したときに、行政としてはサポートするのか、どうなのかというところを分かりやすく表記したほうが良いというご意見と賜りました。
ほかの委員様はいかがでしょう。

委員 この現状というのは、これは分かりました。
3番の今後の課題について、現状を見てみますと、行政と住民が一体となり、協働するということが書かれております。今後の課題の黒丸の2つ目のところですね。地域づくりや活動を推進する中で、地域を担う人材の育成という文言を分かりやすく表記した方がよいのではないかと思います。

部会長 ありがとうございます。今のは、今後の課題の黒丸の2番目の「地域を担う人材の育成、確保」の辺りということですね。

委員 行政がやってくれるのが一番いいのですが、ほとんど自治のほうに戻ってきます。そういうことだから、せつかく表示するのであれば、このような形で、行政、住民が一体となつてとか、協働でとか記載した方がよい。

部会長 主体をはっきり。

委員 そうです。そうやって書いたほうが良いと思います。

部会長 今、複数の委員のほうから、この今後の課題というところで、市民主体はもちろんだが、行政がするのか、自治会がするのか、一人一人がするのかというところの主体をもう少し明確にしたほうが良い、というご指摘がございました。
そのご指摘も含めてですけれども、ほかの委員の皆様から、何かお考えなりご意見等、またご指摘などございましたら伺いしたいと思いますが、
お願いいたします。

委員 今、ご意見が出たように、やはり住民に全主体が立ち過ぎていて、行政としてどうすべきかが見えにくいと感じるのは同じ意見です。
私は、この文章を読み込むのに、非常に一文が長いと思っています。新たな総合計画の冊子をつくる時にイラストを入れたりするとか、最初の面接のときに言われましたが、そこで、もっと印象的に分かりやすく表現するのかなと思います。この文章が、1個が1個になっているところがすごく読みにくいなって単純に感じています。最後の「現状の本市では…」というところだったら、「…ですが」と続けずに、1回切って、「しかし」とか、接続詞をうまく使ってもらえるほうが分かりやすく読みやすいのと感じました。

部会長 ありがとうございます。こちら辺は、文章の書き方にはなりますが、事務局のほうで、何か工夫を検討されておりますでしょうか。

事務局 委員の皆さんからのご意見を今後参考にしながら、総合計画の策定を進めてまいりますので、今日のご意見を内部で協議をさせていただきたいと考えております。

部会長 ありがとうございます。時間もございますので、もし、何か追加でということがあればお願いしたいと思いますが。

委員 事前の質問にも出しましたが、現状のところ、豊かな生活を送るという、「豊かな」というイメージが具体的ではなく、分かりにくいと思います。後に出てくるとは思います。少しその辺りは言葉を換えたほうが、市民の方が分かりやすく伝わりますかなのではないかと感じました。

部会長 ご指摘ありがとうございます。そのほかにはいかがでしょうか。
そうしましたら、時間のこともございますので、この辺りにさせていただきたいと思えます。
部会としての意見というところになりますが、現状及び今後の課題というところについて、大まかに、この内容自体については特に問題はないのかなというところですが、先ほどご指摘いただきました住民と市民という概念の整理ですとか、あと、豊かな生活という言葉が、具体的にイメージが持ちにくいといったところ、あと文言の書

き方とか、一文が長いかなというところもあります。何より内容のところとして、複数の委員から、今後の課題を実現していくときに行政としてはどこまで役割を担うのか、文章からは捉えにくいというご指摘がございました。そこをもう少し明確にさせていただきたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

部会長

ありがとうございます。そうしましたら、文章の書き方について分かりやすく整理したうえで、行政としてのスタンスをご検討いただければと思います。

次の章に移りたいと思います。第2章第1節「人権教育・啓発及び同和対策の推進」と、第2章第2節「男女共同参画社会の実現」について、これは相互に関連性のある分野になりますので、一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

人権・同和対策課、佐藤でございます。

施策ページの19ページ、点字は10ページ8行目からをご覧ください。また、おおい創造ビジョン2024、第2次基本計画の62ページ、点字は7ページの15行目から10ページの14行目までをご覧ください。

第2章第1節「人権教育・啓発及び同和対策の推進」について、説明をさせていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、LGBT理解増進法の施行など、多様性の尊重が求められている中、いまだに我が国において最も深刻にして重大な社会問題である同和問題をはじめ、様々な人権問題が存在しておりますことから、人権尊重社会の形成に向け、引き続き、人権教育・啓発及び同和対策の推進を継続することの重要性を考慮いたしまして改定を行ったところでございます。

まず、初めに2番の現状、点字は11ページ2行目からについてですが、本市を取り巻く社会情勢は、インターネットやSNSの普及により、誰もが情報を閲覧し、発信ができる状況となっている中、誹謗中傷やネットいじめなど悪質な書き込みなどが社会問題となっております。特に、同和問題に関しましては、差別的な書き込みや出自、出身の暴露など、偏見がもととなった誤った情報であふれております。

しかし、このような状況にもかかわらず、差別を見たことも受けたこともないので、自分には関係ないし関心もないという意見など、人権問題について無関心な立場の方も多く存在しております。このような状況から、一人一人の人権尊重意識の醸成が必要となっております。

本市の現状といたしましては、2020年度に行った人権に関する市民意識調査において、「差別を見たり聞いたりしたことがないので差別はもうなくなった」の設問では、差別の現状を実感していない市民が一定数いることが分かりました。一方、「同和問題の学習を受けたことについてどう感じているのか」の設問では、多くの人が学習を受けてよかったと答えております。

このように、繰り返し学ぶことにより、偏見や差別に気づいたり見抜いたりする力が身につく、差別をなくす行動へとつながっていきますことから、いかに多くの人に繰り返し継続して人権について学ぶ機会を提供していくかが課題となっております。

現行計画との変更点につきましては、人権教育・啓発及び同和対策の推進については、継続的な取組が重要であることから、大きな変更はございません。

次に3番の今後の課題、点字は12ページの8行目ですが、先ほどの現状を踏まえ、継続した人権教育・啓発及び同和対策の推進が必要としております。

現行計画との変更点に関しましては、インターネットやSNS上における誹謗中傷に対する人権教育・啓発を追加しております。

その理由といたしましては、現状でもご説明いたしましたが、インターネットやSNSの普及による人権尊重意識の醸成が非常に重要であり、その現状を踏まえ、内容の変更を行っております。

最後に、1番の目指す姿、点字は10ページ10行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿といたしましては、3番の今後の課題の解決を図ることで、一人一人が人権を尊重し、生きる喜びを実感できる地域社会の実現を目指すこととしております。

この目標を設定した理由につきましては、市民一人一人が多様性を尊重するとともに、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題を一人一人の課題であることを認識することが重要でありますことから、人権が尊重され、誰もが生きる喜びを実感できる地域社会の実現に向けてこのような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

事務局

生活安全・男女共同参画課、大石でございます。

施策ページの21ページ、点字は17ページ4行目をご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の64ページ、点字は15ページ10行目から17ページの10行目を併せてご覧ください。

第2章第2節「男女共同参画社会の実現」について、説明をさせていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、社会情勢や市民意識調査の結果を踏まえ、改定を行ったところでございます。

初めに、2番の現状、点字は17ページ14行目についてですが、本市を取り巻く社会情勢は、家族の在り方をはじめ、就労形態、価値観の多様化など個人個人のライフスタイルが大きく変化しております。本市の現状としましては、男女の固定的な性別役割分担意識やアンコンシャスバイアスの解消は進んできていますが、生活する上で男女平等と感じている人は少ない状況となっております。

現行計画との変更点に関しましては、先ほど申しあげました本市を取り巻く社会情勢及び本市の状況を明記するよう変更しております。その理由としましては、男女共同参画社会を実現するためには、現状を把握し、時代のニーズに応じた取組を進めることが重要だからです。

現状把握については、その根拠を示したデータが、資料下段にある性別による役割分担意識に反対する人の割合、点字は19ページ13行目からと、社会全体において男女平等と感じる人の割合、点字は20ページ8行目からになります。平成28年度に比べ、令和4年度のほうが、性別によって役割を固定した考えに反対する人は増加していますが、男女の意識や地位が平等となっていると思う人は減少している現状を踏まえ、内容の変更を行っております。

次に、3番の今後の課題、点字は18ページ12行目からについてですが、先ほど

の現状を踏まえまして、人権の尊重、男女平等の観点から、全ての人とその個性と能力を十分発揮し、お互いを認め合い、責任を担い合っていける豊かな社会づくりを進めていく必要があります。また、市の拠点施設である大分市男女共同参画センター（たぴねす）を核に、登録団体、企業、関係機関と連携し、家庭、地域、学校及び職場へさらなる啓発を進めていく必要があります。

現行計画との変更点に関しましては、あらゆる分野で男女が共に活躍できる社会の実現や配偶者等からの暴力の根絶など、重要な課題を解決するため、啓発を進めていく必要があることを追記しております。

その理由としましては、依然として、防災分野、企業での管理職等における女性の登用、参画が多いとは言えない状況にある。男性の家事、育児、介護への参画を引き続き推進する必要があること。配偶者からの暴力については、誰にもどこにも相談しなかった人の割合が最も高い状況であり、資料下段にDVを受けた後の相談先を掲載しております。即急な対応が求められている現状を踏まえ、内容の変更を行っております。

最後に、1番の目指す姿、点字は17ページ6行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しております。

目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで男女共同参画社会の実現を目指すこととしております。

その目標を設定した理由につきましては、依然として男女平等と感じている人が少ない状況にあることから、引き続き性別による差別や偏見の解消を進め、男女がその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のためにこのような目指す姿を設定したところでございます。

ちなみに、事前質問をいただいた回答の資料2になるんですが、そちらのほうにも目指す姿についてご意見をいただいております。回答のほうにも書いておりますが、性別の関わりなくという内容を受けて、「男女が互いにその人権を尊重しつつ」、その後、「性別にかかわらずなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会が実現していく」というふうに書いたらどうかということでしたので、そのようなことで考えていきたいというふうにしているところでございます。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは、これより検討に入ります。ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

委員

「人権尊重社会の形成」についてですが、同和問題は確かに大きな問題ですが、昨今、子どもの中でもいじめ問題が非常に増えております。大人が意識改革をしていかないと、いじめ問題に対する理解がなかなか進まないのではないかと思います。教育の基本は家庭であると思います。インターネットやSNSでの誹謗中傷は、大人の世界だけでなく、子供の世界にもたくさんありますので、そのような現状を盛り込んでほしいと思います。

部会長

ありがとうございます。今のご意見は、子どもの人権侵害にあたるいじめ問題などを現状の中に盛り込んでいくべきではないかというご指摘と承りました。

ほかの委員の方、ご意見はありますでしょうか。

委員 「共生」を目指しているにも関わらず、この中にはその言葉がありません。啓発をして、知ってもらうことが大事だと思っておりますが、一緒に生きる喜びができる等、「地域共生社会」を目指しているのではないかとこのところ、目指す姿に「共生」という言葉がないのが少し残念です。

部会長 ありがとうございます。そのほか、ご意見はありますでしょうか。

委員 「人権尊重社会の形成」の中で、「差別問題は差別される人の問題で、自分は関係ないと感じる市民の割合」において、「そう思わない」と回答した市民の割合が大幅に増えております。この数字を見たときに、いい状態かと思いました。これは全国的に見てもそうなのでしょうか。もし、大分市がこの取組に関して、非常に頑張っているということであれば、素晴らしいことだと思います。それを計画に記載すれば、市民にも知る機会になると思うのですが、いかがでしょうか。

部会長 ありがとうございます。先ほど、事務局の説明で示されました統計データですが、これは大分市の調査だと思いますが、全国的な傾向について、分かる範囲で説明をお願いします。

事務局 全国的なデータは、比較しておりません。先ほどのデータは、5年に一度、市民意識調査というのを実施しております。直近では令和2年に実施しており、次回は令和7年に実施予定です。

データとしては、大分市の取組はいろんな多方面から取組をしております。大分市のホルトホールの中にヒューレおおいたというのがございますが、主に、小中学生などの学生を中心として、市内全域の小中学校の生徒に体験学習をさせていただいて、広く周知・認知をしているところでございます。そういった学生の頃からの取組が根強く広く行き渡っている効果が出ているのかなと感じております。ただ、このデータは、別冊のデータ集、資料集に掲載をしておりますので、そちらで広く認知していただけたいかなと思います。

また、子供のいじめ問題につきましては、現状の中で「あらゆる人権問題について」と書いております。現状として、広く大きく、あらゆる差別、あらゆる人権問題についての記載とさせていただいております。

部会長 ありがとうございます。今の説明を踏まえ、ご意見はありますでしょうか。

委員 ただいまの市の回答に対して、反論をさせていただきます。

この「あらゆる人権問題」という言葉で、子どもまで含むと読み取れる人は多分いないと思います。「あらゆる」ということは、全てを含むということで、言葉では理解できますが、この文章の流れの中では読み取れません。子どものいじめが、この文言の中から読み取れるということはないと思いますので、ぜひ取り入れてほしいと思います。

委員 子どもの人権ですが、女性、高齢者、障がい者というふうに、いろんな分野があるから、文章として書けないのだと思います。もし、書けるのであれば、すべて平等に書いてもらいたいなと思います。

部会長 ありがとうございます。今のところは、様々な人権問題、子ども、障がい者、高齢者、女性、いろいろありますが、そういう問題は具体的に記載したほうがいいのではないか。もし、書き切れないのであれば、ここはある程度、包括的な文言にとどめ、各論のところで具体的に詳しく記載したほうがいいのではないか、という両方の見解が提示されたと思います。

その点について、いかがでしょうか。

委員 第3節「障がい者の福祉の充実」のところと比べて見ていたのですが、そこには「地域共生社会」という文言が入っています。その部分と、この人権というところは、同じではないのかなと思います。「地域共生社会」という、「互いに人権を尊重し合って、みんなで共に…」という文言も入ると良いなと思います。

部会長 ありがとうございます。そのほかございますか。

委員 「地域共生社会」の件について、私も質問をさせていただいておまして、全体的な取組、捉え方をしなければいけない言葉だと思うので、入れるのだったら全部に入れなければいけない。もう少し、言葉の使い方を丁寧にしないといけませんし、一方だけということにはならない言葉だと思います。

部会長 ありがとうございます。様々なご意見をいただいておりますが、第2章第2節「男女共同参画社会の実現」はいかがでしょう。現状ないし今後の課題というところで、ご意見がございましたらお願いします。

委員 男女共同参画社会に関しましては、先ほどの説明で理解いたしましたので、特にございません。

部会長 ありがとうございます。そうしましたら、第2章第2節「男女共同参画社会の実現」につきましては、現状、今後の課題、目指す姿に関しまして、特に異論はないと承ってよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。そうしましたら、一つ戻っていただいて、第2章第1節「人権教育・啓発及び同和対策の推進」ですが、様々、ご意見をいただきました。1つは学校教育等を含めた人権問題についての意識の高まりについて、成果が見られているのであれば、記載したほうがいいのではないかというのが部会の意見でございます。

次に、「あらゆる人権問題」というところをどこまで具体化するか、この節は人権問

題という部分が総論的になると思うのですが、いかがでしょうか。今後、各節で具体的な分野について、記載が十分になされるという前提ではございますけれども、ここはある程度、包括的な記載とすることもやむを得ないかなというふうに感じた次第です。委員の皆様、いかがでしょうか。

委員 異論があります。

部会長 お願いします。

委員 もっと具体的に、着目すべきことを列挙すべきです。先ほど触れましたように、子どもの問題、高齢者や女性や障がい者、障がい児に関することも含めてなど、「あらゆる人権問題」について、総論では具体的に示すべきだと思います。包括的に曖昧にすることは反対です。

部会長 ありがとうございます。そうしましたら、今の委員のご意見につきまして、そうした方がよいということであれば、それを部会の意見にさせていただきたいと思います。ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。「あらゆる」という記載を外すということではなく、前置きとして、具体的な問題をしっかり列挙するのが適切ではないかというご意見ですが、そのようにするというのでよろしいですか。

(異議なしの声)

部会長 そうしましたら、この人権問題というところについては、ある程度、具体的に例示をするようご検討いただきたいと思います。

あと、先ほどご指摘がありました、各論の各節については、「地域共生社会」という文言が、目指すべき目標というところで記載されておりますので、この節においても「地域共生社会」という文言を掲げるべきではないかと承っております。この点についても、委員の皆様、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

部会長 ありがとうございます。そうしましたら、取組の成果の部分と、「あらゆる人権問題」というところを具体的に列挙していただくということと、総論として「地域共生社会」の実現というところを前面に出して記載をしていたほうがよいというのが、部会の意見ということになります。改めて、ご検討をお願いします。

そうしましたら、この2つの節についてはここで終了となります。一旦、ここで5分ほど休憩を取らせていただきたいと思います。再開を10時35分からお願いしたいと思いますので、皆様、席にお戻りいただきますようお願いいたします。

(休 憩)

部会長 皆様、お揃いでしょうか。そうしましたら、再開したいと思います。

事務局

第3章第1節「地域福祉の推進」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

福祉保健課の佐藤でございます。

施策ページの23ページ、点字は25ページ、13行目からをご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の40ページ、点字は21ページの4行目から23ページの8行目までを併せてご覧ください。

第3章第1節「地域福祉の推進」について、ご説明させていただきます。

まず、全体的な点に関してですが、国において平成28年に、子ども、高齢者、障がい者などの全ての人々が地域に暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現が提唱されるとともに、平成30年の社会福祉法改正では、地域住民の複合化、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制が市町村の努力義務として示されました。さらに、市町村における包括的な支援体制の全国的な整備を推進するため、令和3年度にも社会福祉法改正が行われたところでございます。

今回、この法改正等を踏まえまして、地域共生社会を実現するための具体的な方策を念頭に改定を行ったところでございます。

まず、初めに、2番の現状、点字は26ページ4行目からについてですが、本市を取り巻く社会情勢は、多くの他の自治体と同様に高齢化や人口減少が進み、社会構造が大きく変化している中、地域社会の担い手不足のほか、地域コミュニティの希薄化に伴う地域における支え合いの機能低下が懸念されております。また、親の介護と子育てを同時に担うダブルケア、高齢の親と働いていない独身の50代の子どもが同居している世帯8050問題など、個人や世帯が抱える課題が複雑化、多様化している状況もございます。

資料下段にございます、令和4年度に実施した地域の暮らしと福祉に関する大分市民意識調査をご覧ください。

まず、最近1年間の地域活動への参加頻度、点字は28ページ5行目からに関してでございますが、参加経験なしが2008年度調査と比較して20%以上の増加、反対に月1回以上、年1回から数回の参加頻度は減少傾向となっているところでございます。

また、困ったときの相談先、点字は29ページ3行目からですが、困ったときの相談先として、家族、親族、知人、友人など身近な人の割合が多数となっておりますが、身近な人以外では、市役所、保健所の窓口や地域包括支援センターなどの相談機関が続いています。一方で、どこに相談したらよいか分からないや、相談できる人がいないの回答も一定割合で存在しております。

次に、3番の今後の課題、点字は27ページの2行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえまして、3つの課題があると考えております。

1つ目として、地域社会の担い手づくりのため、幅広い世代の住民に対して地域活動の重要性を理解するための意識の醸成や啓発に取り組むとともに、地域福祉を推進する人材の養成が求められていると考えております。

2つ目として、地域コミュニティの活性化を図るため、様々な団体との連携を促進するとともに、地域や身近な住民が相互に支え合い、助け合うことができる交流の場づくりが求められていると考えております。

3つ目でございますが、複雑化、複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や、制度のはざまの問題など、既存の制度による解決が困難な課題に対する取組が求められております。

最後に、1番の目指す姿、点字は25ページ14行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しております。目指す姿としましては、お互いが支え合い、助け合うことにより、安心して生き生きと生活できる、みんながつながる地域社会づくりが進んでいることを目指すこととしております。

この目標を設定した理由といたしましては、3番の今後の課題に記載しております、地域社会の担い手づくりや交流の場づくり、既存の制度により解決が困難な課題への対応などを進めるために、冒頭に説明いたしました地域共生社会が実現できるよう、このような目指す姿を設定したところでございます。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。これより検討を行います。ご意見がある方は挙手をお願いします。

委員

昨年度、次期総合計画の策定の一環で、若い世代の声を今後のまちづくりに反映させるという趣旨で開催された、若者ワークショップに参加して、様々なまちづくりの分野について議論して提言をまとめました。その中で、地域福祉については、私たちの世代の課題認識として、大分市も全国と同様に少子高齢化が進む中で、多世代が集まって交流できる環境が、今後さらに必要になってくるのではないかという意見が多く出されました。

23ページの左下にもある、社会参加頻度、地域活動への参加頻度が上昇、いい方向に向かっているというところで、そういう社会参加の活動が多いほど病気のリスクが減るという政府の調査も、この若者ワークショップを通じて意見が出ました。そういう面も含めて、もっと交流できるような場を創出して、最終的には健康寿命の延伸につながればいいなという意見も出ました。

施策ページの2番の現状のところにも、高齢化や人口減少のことが記載されていて、それを踏まえた今後の課題でも、交流の場づくりということが記載されているので、私たちが感じている現状と大分市の課題認識というところも反映されているので、良いなと思いました。

部会長

ありがとうございます。今のご意見は、主に今後の課題の黒丸の2番目のところで、交流の場づくりというところに幅広い世代、多世代が集まって交流することができるというようなニュアンスが示されたらいい、ということで承りました。

今のご意見につきましても、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

委員

データ集の18ページ、「地域活動への参加経験」というグラフを見ますと、こちらに示されているのが、最近1年間の地域活動への参加頻度ですが、極端に参加頻度が減っています。こちらを見ると、「参加したことがある」はほぼ変わらないと読むべきなのか、ただ問題は、「参加したことはなく、今後も参加したいと思わない」が増えてきている。この原因はどのように評価していますか。若者をはじめ、多くの人たちが、現

在参加していないけれど、今度は参加してみようというが増えなければいけないのですが、逆に下がっていますね。このデータをどういうふうに取り取って、その原因が何だと考えて、対策をどうするかということを考える必要があるのではないかといいうふうに思いますが、いかがでしょうか。

部会長

ご意見ありがとうございます。データ集の18ページの「地域活動への参加経験」というところの緑色のグラフの部分でございますね。この緑色のデータ推移に関して、事務局で事情を把握されていたら、説明をお願いします。

事務局

アンケートの中で、「地域活動へ不参加の理由」というのを聞いている項目がありまして、一番多いのは「忙しいから」、それから「参加するきっかけが得られないから」というのが2番目。それから、「身近な団体や活動内容に関する情報がないから」ということでございます。アンケート結果から「必要がない」とは思っていない状況にあります。皆様なかなか忙しい。これは、高齢化の影響もあると思います。また、定年してから地域活動をする方等もいらっしゃる一方で、定年が延びたりした影響もあるのかなと思うところがございます。また、コロナの影響もあって、なかなか地域活動に参加できない、というような状況になっているのではないかと考えております。

委員

コロナの流行は2020年からですから、2012年から2017年の5年間で、極端に増えていますよね。25.3%から37.2%。これはコロナの影響は全くないわけですね。少なくとも「今後も参加したいと思わない」という意思を表しているわけですから、「参加できない」ではなくて、「参加したくない」という意思を表している。その意思がどういう根拠から出たか、ということは十分分析すべきだと思います。

部会長

事務局の先ほどのご説明だと、「参加するきっかけがない」とか、「情報が周知されていない」というところが背景としてあるのではないかと、という説明だったかと思えます。今の重ねてのご指摘は、そうではなくて、そもそも「参加したいと思っていない」というところが背景としてあって、どういう理由が考えられるか分析が必要というようなご指摘だったかと思えます。その点について、何か把握されていますでしょうか。

事務局

その他の意見として、「人付き合いが面倒だから」とか「興味が湧かないから」というようなご意見があると思います。そういったことがこの結果に反映されているのではないかと考えております。

委員

それは分かりますが、非常に増えています。その意見はどれくらいの割合なのか。「人付き合いが面倒だから」等、そういう人たちは参加したいと思わないでしょうから、そういった方の割合は増えてきているのでしょうか。それとも、一定数で変わらないのでしょうか。

部会長

事務局のほうで、何かデータをお持ちでしょうか。

事務局	<p>経年の結果は、今持ち合わせておりませんが、「人付き合いが面倒だから」という回答につきましては10.8%でございます。それから、「興味が湧かないから」というのは17%です。</p>
委員	<p>その程度の割合だったら、意思が反映しませんよね。全体の10%が統計資料の中に反映することは、統計学的、また数理的にあり得ないです。それは、理由にならないと思います。</p>
部会長	<p>ご意見ありがとうございます。現状認識の前提にあるデータの読み取りについてのご指摘をいただきました。その他に、ご意見等がございますか。</p>
委員	<p>今後の課題に「地域社会の担い手づくりのため、幅広い世代の住民に対して、地域活動の重要性を理解するための意識の醸成や啓発に取り組むとともに、地域福祉を推進する人材の養成が求められています」という文章がございますが、その地域の受皿というのは何を想定しているのでしょうか。当然、受皿がなければ推進もできないわけで、具体的にどこを地域の受皿と想定しているのか、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
部会長	<p>ありがとうございます。回答をお願いします。</p>
事務局	<p>一番身近なものとしたしましては、地域の自治会等が考えられるかと思います。また、校区の中で社協等もありますし、いろんな地域のサロンでありますとか、そういったものを考えております。</p>
委員	<p>そうだと思いますが、現状は、児童委員とか民生委員の成り手が少ないとか、そういうふうな問題もございますし、それを全て自治会で解決するのは非常に難しいと思います。自治会以外の受皿というのが何か必要ではないかなと思いました。ご検討をお願いします。</p>
事務局	<p>当然、そういうことが課題となっておりますので、自治会でなくても、子育てサークルとか、そういったつながりもあろうかと思っておりますので、また、検討課題とさせていただきますと思います。</p>
委員	<p>受皿として必要になるのは、継続的に一定のパフォーマンスを発揮するものが必要だと思います。当然、コミュニティのサークルというのは大事だと思いますが、子育てが終われば、解散してしまう。やはり、継続的に続くような企業体とか、福祉体とか、そういう連合体とか、5年、10年、15年と継続していくところが受皿になるような検討はできないでしょうか。</p>
部会長	<p>今のご意見は、地域福祉を推進するに当たっての受皿について、継続的に成り立つものを検討したほうがいいのではないかというご意見と承りました。事務局のほうで何かございますでしょうか。</p>

事務局 今の時点で、継続的に続いていくものというのは思いつきません。今後、検討をしていくべきだと考えております。

委員 一番、根本的なのは、昔のように隣の人が何をしているか分かるようなご近所付き合いや地域づくりができれば、全てのことが解決するのではないかなと思います。回覧板を持っていくときに、ポストに入れるのではなくて、顔を見て「回覧板です」と言って渡すとか、細かい約束事を市民全員ができるようにしたら、いいまちができるのではないかなと思います。

部会長 ご意見ありがとうございます。今の点に関してでもいいですし、そのほか、ご意見はありますか。

委員 昨年度に作成しました社協の地域福祉活動計画、大分市では地域活動計画、福祉計画といいます。その中で、社協とすれば、校地区社協に対しての支援をしながら、個人の支援であるとか、団体の支援を継続して実施しようと考えております。それも、受皿の一つになると思います。

 次は、意見ですが、第1章「地域コミュニティの活性化」と、この第3章第1節「地域福祉の推進」についてですが、この「地域福祉の推進」の今後の課題に「地域コミュニティの活性化を図るために」という言葉があります。これは、第1章につながる言葉ではないでしょうか。第1章「地域コミュニティの活性化」と第3章第1節「地域福祉の推進」が混在しており、少し分かりにくいと思います。

 先ほどの「共生社会」という言葉もそうですが、合わせて、一緒に入れていただいたほうがもっと市民には分かりやすく、捉えやすい計画になるような気がしました。

部会長 ありがとうございます。「地域コミュニティの活性化」という分野と「地域福祉の推進」という分野、確かに内容として重複する部分もあるかなと思います。政策として掲げるときに、そこの切り分けやまとめ方をどうするか、事務局としては現時点でどのように考えておりますか。

事務局 委員ご指摘のとおり、地域福祉は、しっかりとした地域コミュニティがあつてからこそ推進できるものと考えております。一方、高齢者福祉や障がい者の福祉といった他の福祉施策との章を分けて記載する是非等もあります。総合的に勘案した結果、第3章で取り扱うよう考えているところでございます。

部会長 委員のご意見としては、今後の課題の「地域コミュニティの活性化」の文言は、ないほうがいいのかというご指摘ですか。

委員 この取組は、大変重要な取組ですので、なくすことは反対です。これが、どこに位置するのが適当なのかということになります。交流の場、参加できる場を今つくろうとしております。ですから、計画内でそれが課題にあるということ掲げていただかないと今後の展開にはつながらないので、どこかに言葉として残していただきたい。

ただ、この項目は「地域コミュニティの活性化」ということになっている以上、ここではなくて、第1章なのかなと思った次第です。

部会長 そうしますと、内容としてはいいのだけれども、「地域コミュニティの活性化を図るために」という文言は、ここに置くのはどうなのか、そぐわないのではないかという印象を抱くということでございますね。

委員 この章では、地域福祉を推進することが目的ですので、「地域コミュニティの活性化が必要である」という言葉に変えるほうがいいのではないのでしょうか。その後に、「様々な団体との連携を促進する…」というようにつなげていけば、整合性が取れるのではないかと思います。いかがですか。

委員 そのほうが分かりやすいですね。

部会長 今のご意見をまとめますと、この節は「地域福祉の推進」を掲げておりますので、「地域福祉の推進を図るために、地域コミュニティの活性化を図り、様々な団体との連携を促進する…」という流れでまとめると分かりやすいですね。ご提案ありがとうございます。

ほかに、ご意見はありますか。

委員 市民目線で考えた時に、実行する方の主体性、誰が実行するのかという点が、少しわかりにくいところがあります。また、実際に人材の育成とか養成というのは、地域だけでは難しいところが出てくる。それをどうやって、市民や行政が推進していくのか、今後検討していただけたらと思います。

部会長 ありがとうございます。

委員 アンケートの結果にもある、困った時の相談するところがないということは問題が発覚しにくいということが大きい課題と思う。また情報不足でいろんなことに参加しないということに関して、どうやって情報をキャッチしやすくするのかということについて、後から主な取組にも出てくると思いますが、どこがどうやっていくのかと。困りごとを抱えている方は、その先が見えないときに、1人で抱えこんでしまうことになると思います。そこは、行政のほうで困っている方をキャッチできることが大事だと思います。

部会長 ご意見ありがとうございます。ほかに、ご意見はございますでしょうか。

委員 一番大きな受皿というところの問題に関しては、この交流の場がその受皿として認識しているのかどうか重要だと思います。それが1つの受皿になるということと、交流の場づくりというところが同義的に考えられているかどうかということで、一つにまとめられるのかなと思いました。

地域コミュニティとの関連性もあるので、この点については、もう少し論点を区分

けたほうが良いところもあります。結局、地域コミュニティができないことには、こちらのほうとはつながらない問題がありますので、この点については皆様の意見のとおりだと思います。

部会長

ありがとうございます。そうしましたら、ここでまとめたいと思います。今後の課題認識というところで、いろいろ工夫の余地があるのかなと思います。

まず、今後の課題については、主体なり、受皿というところが、具体的に何を想定しているのかが分かりにくい、というご指摘を複数いただいております。そこを明確にさせていただきたいと思います。

それから、交流の場づくりというところで、多世代というところを少し強調していただくと、より趣旨が伝わりやすいのかなと考えます。

地域コミュニティの活性化を図るためにというのは、少し論点が混同しやすくなりますので、地域福祉の推進を図るための手段としての記載ということを確認させていただきよう、ご検討をお願いします。

少し戻りますが、受皿というところを想定するときには、一過性のものでなく、継続的に持続的に成り立つような受皿をつくって、維持していくというご意見をいただきました。そのような視点から、今後の課題のところで記載できるものがないか、ご検討いただければと思います。

最後になりますが、困ったときに相談先がない、どこに相談すればいいか分からないというところも課題としてありますので、行政のほうから手を伸ばしてキャッチできるような仕組みが必要ではないかとのご意見をいただきました。

委員の皆様、よろしいでしょうか。この分野に関しましては、この辺りで一旦締めたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次の章に移りたいと思います。第3章第2節「高齢者福祉の充実」に移ります。事務局からご説明をお願いします。

事務局

長寿福祉課の大木でございます。

施策ページの25ページ、点字は32ページ12行目からをご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の46ページ、点字は28ページの4行目から29ページの14行目を併せてご覧ください。

第3章第2節「高齢者福祉の充実」について、ご説明いたします。

初めに、全体的な変更点に関してですが、昨年度、令和5年度に、令和6年度から8年度までの3か年を計画期間といたします、大分市高齢者福祉計画及び第9期大分市介護保健事業計画を作成いたしましたので、同計画との調和を図る観点から変更を行ったところでございます。

まず、2番の現状、点字は33ページ5行目からについてですが、本市を取り巻く社会情勢として、我が国では65歳以上の高齢者は増加し続け、令和4年10月時点の高齢者人口は3,624万人、高齢化率29%となっており、今後も増加傾向は続き、令和25年(2043年)に3,953万人でピークを迎えることが見込まれています。

本市の現状につきましては、左下のグラフに具体的な数字は書いておりますが、令和4年以前、23年の高齢者数は約13万4,000人、高齢化率は28.2%となっており、国と同様に今後高齢者人口は増え続けていくことが予想され、認知症高齢者

や独り暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯が増加することが想定されております。

現行計画との変更点に関しましては、我が国が令和25年に高齢者数がピークを迎えることなど、詳しく表記することとしております。

次に、3番の今後の課題についてです。点字は34ページ10行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえまして、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの進化を着実に進めること。認知症高齢者になっても本人の意思が尊重され、安心して暮らし続けることができるための認知症への備え。住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を様々な主体で共につくっていく地域共生社会の実現が重要としております。

現行計画との変更点に関しましては、今後の高齢化のさらなる進行に伴い、認知症高齢者の増加が見込まれ、その対策が大きな課題となることから特記をしております。

資料下段にあるグラフ、要介護、要支援認定申請等における認知症高齢者の推移、点字は40ページの2行目からに記載しております。

そのとおり、2018年から2022年までの5年間でも増加しており、今後も同様の傾向が見込まれることを踏まえ、変更を行ったものでございます。

また、地域共生社会については、現行計画に記載はありませんが、他制度分野との連携強化が重要となっていることから追加をしております。

最後に、1番の目指す姿、点字は32ページ14行目からをご覧ください。

ここでは、3番の今後の課題の解決を図ることで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができている状態を目指すこととしております。この目標を設定した理由につきましては、現行計画の趣旨を継承した上で、地域包括ケアシステムが構築された中で高齢者が生活を営むことができている状態を表したところでございます。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。これより検討を行います。ご意見がある方は挙手にてお願いいたします。

委員

高齢者福祉の中で、「可能な限り住み慣れた地域」ということで、今、介護サービスがたくさん整備され、利用されている方が多いのですが、それを活用することによって、在宅で生活される高齢者が少なくなっている現状があるのではないかと思います。それに伴い、日中不在となるため、地域コミュニティや地域のつながりの希薄化というのが想定されてくるのではないかと感じております。

部会長

ありがとうございます。地域福祉の推進、また、地域コミュニティの活性化に横断するようなご指摘かと思えます。

そのほかにも、現状及び今後の課題というところで、ご意見等ございますでしょうか。

委員

今後の課題についてですが、住み慣れたところで最期を迎えるというのも、地域包括ケアシステムの理念であります。現状としましては、人手不足ということもあり、地域によってはデイサービスに行けないとか、ヘルパーが派遣できないというのが、大分市外や大分の郡部などで実際に起こっています。

少子高齢化に対応した、現実的な対応を今後の課題に入れることは可能でしょうか。あまりにも理念に引っ張られ過ぎると、現実の10年後、非常に乖離したものになるのではないかなと思います。現実を見据えたうえで、今後の課題を検討していく必要があると思います。

部会長

ご意見ありがとうございます。地域包括ケアシステムを進めるときに、大分市ならではの地域の実情を踏まえて、現実的に可能な方法や可能なやり方で進めていくという点を記載したほうがよいのではないかというご意見と承りました。

そうしましたら、この節に関しましては、現状及び今後の課題については、おおむね記載のとおりということになります。ただ、今後の課題として、地域包括ケアシステムを進めるうえで、地域の実情を踏まえて、現実的に可能な方法で進めていくというニュアンスを明記していただくことがよいのではないか、というのが部会の意見です。またご検討をお願いできればと思います。ありがとうございます。

次に移りたいと思います。第3章第3節「障がい者（児）福祉の充実」になります。それでは、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

障害福祉課の三原でございます。

第3章第3節「障がい者（児）福祉の充実」について、説明させていただきます。

施策ページの27ページ、点字は43ページ14行目からをご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の49ページ、点字は37ページの5行目から38ページの14行目を併せてご覧ください。

第3章第3節「障がい者（児）福祉の充実」についてご説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、令和3年に障害者差別解消法が改正し、令和6年4月1日に施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを考慮しまして新たに追加したところでございます。

続いて、2番目の現状、点字は44ページ7行目からについてですが、障がいの重度化や障がいのある人の高齢化、それに伴う親亡き後の問題等が顕在化するなど、障がい者の環境がここ数年で大きく変化しています。また、近年、インターネットを活用した情報の取得など、生活の中でICTが果たす役割が年々大きくなる中、健常者と障がいのある人との間の情報格差が進んでいます。今回は新たにICTについて言及しております。

次に、3番の今後の課題、点字は45ページ5行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえまして、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、生涯を通じて切れ目のないきめ細やかなサービスのさらなる充実や、健常者と障がいのある人との間の情報格差の是正が求められています。今回は情報格差の是正という点を新たに記載しております。

最後に、1番の目指す姿、点字は43ページ16行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しております。目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで、ノーマライゼーションの理念の下、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会が創造されているを目指すこととしております。

説明は以上でございます。

部会長 ありがとうございます。これより検討を行います。この節の現状及び今後の課題
に関しまして、ご意見がございます方は挙手にてお願いいたします。

委員 障がい者の自立ということで、地域共生社会、住み慣れたところで生活をするとい
うことでございます。私は、県の委員もやっております、市町村の役割と県の役割
というのが分かれております。

今後の課題としては、要するに県と市町村が連携して、地域共生社会を進めるとい
う文言があったほうがよろしいのではないかと思います。市だけでは、できないこと
もございます。特に、親亡き後ということにつきましては、県の委員会の中でも話題
が出ておりますが、色々な方が参画しないとできない組織になっております。県と市
がしっかり、連携をしてやるというのが今後の課題ではないかなと思います。もう一
つ、各論にもなるのかもしれませんが、障がい者の手帳、精神障がい者が非常に多い
ということで、精神障がい者の社会参加というのが、今後、非常に大きなテーマにな
ってまいります。障がい者の社会参加が、今後の課題であるということ併記してい
ただくことは可能でしょうか。

部会長 ご意見ありがとうございます。今の点につきまして、ほかの委員の方、ご意見はあ
りますでしょうか。

委員 今後の課題のところ、「生涯を通じて切れ目のない、きめ細やかなサービスのさら
なる充実」という部分では、取り巻く環境もそうですが、一番問題なのは、情報を取
れないこと、そのニーズが拾い上げられていないことであり、それは、自分の生活の
中でも感じております。非常に、多様化している問題ではあるのですが、そのきめ細
やかなサービスにつながるまでいかない。住み慣れたところに行きたくても、サービ
スの量と質というところの問題があったり、それに対する周知や理解という課題があ
ったり、はじめの肝心な部分が十分でない中、地域共生社会を目指すのは難しいと思
います。取組みが非常に細かくまとめてありますので、そこに入ってくるとは思いま
すが、それをどう総括するのか、キャッチできるのかというところに課題を感じてお
ります。

部会長 ありがとうございます。
情報を取ることが難しい。したがって、サービスの質はともかく、そこに行き着く
までがなかなか難しいというご指摘をいただきました。

この情報格差が進んでいる、それについての是正が求められていくことが、今回新
たに付け加えられた点だと思います。

そのほか、ご意見はありますでしょうか。

委員 今、委員がおっしゃった、社会参加という言葉を入れていただき、「地域社会に積極
的に参加する」ではなくて、「もっと社会参加をしてもらおう」という強い言葉が欲しい
と思います。お願いします。

- 部会長 今後の課題の2番目のところで、「障害のある人が地域社会に積極的に参加する」というところは、むしろ「社会参加できるようにする」という言葉のほうがよいのではないかというご指摘と承ります。
その他に、ご意見はありますでしょうか。
- 委員 サービスを提供する側の立場でお伝えできるのは、やはりサービスはできるのですが、課題は情報開示だと思います。就労支援先として、サービスは提供できるが、情報開示というところは、おろそかになっている。それはそうだと思います。それをどうやったら、よくなるか。就労支援だけでも駄目ですし、デイサービスだけでも駄目ですし、生活保護もそうですし、様々な人が共存していく社会をどうやってつくっていくか、それが地域共生社会を目指すために必要なことだと思います。今後、各論で議論ができたらと思っております。難しい話だとは思いますが、そこで何か関わられたらと思います。
- 部会長 ありがとうございます。ほか、ご意見等はございますか。
- 委員 支援をしてくださる人たちは、生まれたときに障がいがある方が、この先、どう成長していくのかを見据えながら、その都度、支援の提供をさせていただいていると思っております。
ただ、現状は、サービスの在り方が、その子供たちの過ごし方に追いついていない部分や、実際にマンパワーが足りていない担い手不足というところは、大きく影響を受けています。しかも、その対応する方たちの対応力が求められると思います。困ったときに、助けてと言える環境であったり、その時々で情報が得られやすい環境など、インターネットとかホームページとか、キャッチしやすいものができればいいと思います。
大分市のホームページは、非常に見づらく、なかなか情報が取りにくいです。非常に困っておりますので、インターネットの活用方法や情報の取得というところに、力を入れて、取り組んでいただけるといいと思います。支援者の方々は、様々な課題に対して、共同して解決に向かってくれるとうれしいと感じます。
- 部会長 ご意見ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。
- 委員 障がいのある方に対する偏見の目をなくす、大分市民全体がそうなってほしいと思います。変な目で見ない社会をどうやってつくればいいのかと常々考えております。
- 部会長 ありがとうございます。今の点に関しまして、ご意見はありますでしょうか。
- 委員 回答になっているかどうか分かりませんが、精神科の病院で、看護師の実習を受け入れております。最初に来られた実習生は、初めて見る精神科の患者さんにびっくりしておりますが、実習が終わる頃は、仲よくなってお話をしております。
つまり、障がいということではなくて、初めて見るとびっくりするとか、今までに見たことがないからびっくりするということであるならば、教育が重要になります。

障がいというのは、その人の特徴ということなので、障がいという言葉を使わないよう、学校で教育することが重要だと思います。こういう特徴だということ理解すれば、ご家族の方もご本人も、自然のままで気にせずに生きられるのではないかなという気がします。これは、あくまでも私の経験からでございますので、全てに通用することではございませんが、参考になれば幸いです。

部会長

ありがとうございます。偏見をなくすためには、教育が重要になるというご意見をいただきました。

また、県なり市町村、相互に連携を進めるべきではないか、というご意見もいただきました。

さらに、地域社会へ積極的に参加するという文言は、端的に、社会参加という文言に変えたほうがより適切ではないか、というご指摘もいただきましたので、またご検討いただけたらと思います。

障がいのある方に対するきめ細やかなサービスの充実というところにつきましては、サービス内容の充実というところはもちろんですが、そこにつなげるための施策として、周知や情報提供に至る方法など、いろいろご指摘がありました。そのような情報提供の部分について、もっと当事者の方がキャッチしやすいような仕組みをつくった上で、サービスの充実を図るという二段構えでやるべきなのではないかというご指摘をいただいております。そこを課題に盛り込めるかどうか、ご検討いただきたいと思います。

そのほか、課題の認識というところで、この点を盛り込むほうがよいという点がありましたら補足していただきたいと思います。

委員

補足ですが、先ほどありましたように、「情報が取れない」というのが、この中で「情報の格差」という言葉で使われておりますが、「格差」という言葉が、どちらかが持っていて、どちらかが少ないという意味なのか。それとも、情報の活用というものが健全者と障がい者の間で、広がっているということ在意図しているのか。少し分りにくい部分がありました。この「格差」という言葉が、情報を相互で利用していこうという、その中間的な支援も含めた広がりが必要なのかなと思いました。

部会長

ありがとうございました。確かに「情報の格差」というと、持っている情報の量が異なっていたり、片方だけは持っていて、片方は取れていない、そういうイメージがあります。事務局のほうで、現時点でこの「情報格差」という言葉に関して、ご説明いただければと思います。

事務局

「情報格差」についてですが、障がいのある方全てではないのですが、インターネットの活用が十分でない方や、得られる情報が少ない方がいらっしゃるの、私どもが普段障がいのある方と接する中で感じております。非常にたけている方もいらっしゃいますが、そうでない方や情報量が少ないという方が割合的に多いという意味で記載しております。

部会長

ありがとうございます。インターネットも含めてではありますが、障がいのある方

が、必要な情報にたどり着くことができていないことが課題であるというニュアンスで整理していただければと思います。

委員 今の話を聞きますと、情報格差がなくなりそうな気がします。表現はいいのですが、情報が取得できないことを含めて、格差という言葉は取ってほしくありません。障がい者側としての意見です。よろしくお願いします。

部会長 今のご意見は、「情報格差」という言葉自体は残したほうがいいということですね。

委員 「情報が取得しにくい」という言葉をどこかに入れてほしいと思います。私自身は、情報面でも格差があると思っていますので、本文の中で「格差」という言葉は取ってほしくありませんので、よろしくお願いします。

部会長 ありがとうございます。現状として、情報の格差が存在しているということは、そのとおりだと思います。そうしましたら、今のご指摘も含めてご検討いただければと思います。

そうしましたら、最後の節に行きたいと思います。第3章第4節「社会保障制度の充実」に移ります。事務局からの説明をお願いします。

事務局 国保年金課の増本でございます。

施策ページの29ページ、点字は55ページ16行目からをご覧ください。また、おおいた創造ビジョン2024、第2次基本計画の52ページ、点字は50ページの4行目から56ページの11行目を併せてご覧ください。

第3章第4節「社会保障制度の充実」のうち、国保年金課の所管する国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公的年金制度について説明させていただきます。

まず、全体的な変更点に関してですが、今後さらに進展する少子高齢化などの影響による社会構造の変化と国の制度改革を考慮いたしまして改定を行ったところでございます。

初めに、2番の現状、点字は56ページ12行目からについてですが、我が国では令和7年には団塊の世代が全て75歳以上になるとともに、少子化による若年、現役世代の減少と併せて総人口も減少し、人口構成が変化していく中、社会保障の給付と負担の世代間不均衡が高まると考えられています。

こうした中、国は社会構造の変化に的確に対応した持続可能な社会保障制度の確立を図るため、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築を目指しております。

中でも国民健康保険制度につきましては、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高いことなどの構造的な問題を抱えています。本市国民健康保険の被保険者の年齢構成では65歳以上の高齢者が約半数を占めており、また、1人当たりの医療費も年々上昇しています。その根拠を示したデータが資料下段にある1人当たり医療費の年次別推移、点字は59ページ7行目からで、本市の1人当たり医療費が全国平均と比べて高い状況であり、毎年2、3%ずつ上昇が続いております。

このため、効率的な医療保険事業の実施による財政の健全化を図るため、平成30

年度の国保制度改革により、財政運営の責任主体が都道府県に替わり、国保運営の中心的な役割を担うことになりました。

現行制度との変更点ですが、その後の状況といたしまして、現在、県と県内18市町村で保険税水準の統一や事務の標準化に向けた取組が進められているところです。

後期高齢者医療制度及び公的年金制度につきましては、運営主体が本市と異なりますが、現状、現行計画との変更点はございません。

次に、3番の今後の課題、点字は58ページ7行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえまして、国民健康保険制度におきましては、健康保持と疾病の発症、重症化予防に重点を置いた保健事業に取り組み、1人当たり医療費の上昇を抑制し、国保財政の健全化に努める必要がありますとしております。

現在、40歳以上の被保険者を対象に、内臓脂肪症候群の早期発見及び生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的とした特定健康審査を実施しております。また、受診結果から内臓脂肪症候群に着目し、その原因となっている生活習慣の改善が必要となる対象者に対して特定保健指導も併せて実施しております。

資料下段、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、点字は60ページ5行目からですが、そのグラフが実績となっておりますが、特定健康診査未受診者に対しては、過去の健診結果や医療受診情報を基に個々の特性に応じて訴求力が見込める勧奨通知、計6種類あるのですけれども、これを送付し、受診率の向上に努めているところです。

最後に、1番の目指す姿、上段、点字は56ページ4行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しておりますが、目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで、医療保険制度や国民年金制度に関する情報が広く理解され、健全な運営により市民が安心して生活できていることを目指すこととしております。

この目標を設定した理由につきましては、それぞれ制度に関する情報が正しく理解されることが重要であり、また、各運営主体が健全な運営に努めることにより、将来にわたり、市民が安心して生活ができると考えておりますことから、このような姿を設定したところでございます。

国民健康保険制度、後期高齢者医療制度、公的年金制度の説明は以上でございます。

事務局

生活福祉課の尾上でございます。

引き続き、第4節「社会保障制度の充実」のうち、生活福祉課が所管する生活保護制度、生活困窮者自立支援制度についてご説明いたします。

初めに、2番の現状、点字は57ページ17行目からについてですが、全国の令和5年10月時点の生活保護受給者数は約202万人、保護率1.63%であり、対前年同月の伸び率は、平成27年9月以降、約8年連続でマイナスとなっており、減少傾向にあります。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合で見ますと、高齢者の占める割合が大きくなっており、生活保護受給者の半数は65歳以上となっております。また、世帯数につきましては、令和5年10月時点では約165万世帯であり、対前年同月比は、令和4年5月以降、1年6か月、連続でプラスとなっております。

対して、本市の令和6年3月時点の生活保護受給者数は8,104人、保護率は1.

71%であり、対前年同月の保護率は1.72%とほぼ横ばいで推移しております。世帯数につきましても、資料下段の生活保護受給者数、受給者世帯（平均）、点字は60ページ15行目から示すとおり、過去5年間、横ばい傾向が続き、令和6年3月におきましては前年同月と比べると約10世帯程度の減少となっており、人員と同様に横ばいで推移しております。構成割合としましては、高齢者世帯が約6割、それ以外の母子、障がい者、傷病者、その他の世帯が約4割を占めております。

同じく資料下段、生活困窮者自立相談支援事業、新規相談件数、点字は61ページ、6行目から示しておりますが、生活困窮者の新規相談件数は、コロナ禍以降、減少しております。また、令和5年度は1,266件と、コロナ禍前と同程度の実績となっております。現状、保護人員及び世帯は横ばい傾向にあり、生活困窮者の相談件数についてもコロナ禍前と同様の推移という状況の中、本市としましては法の適正な実施に加えて、要保護者の実態に即した対応に取り組む一方で、生活困窮者への適切な自立支援体制の充実を進めております。

次に、3番の今後の課題、点字は58ページ7行目からについてですが、先ほどの現状を踏まえまして、個々の状況に合わせて、就職に向けた様々な支援を行う就労支援事業をはじめ、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立に向けた各種支援の促進が今後の課題として必要となっております。

最後に、1番の目指す姿の下段、点字は56ページ8行目からをご覧ください。

ここでは10年後の目標を記載しておりますが、目指す姿としましては、3番の今後の課題の解決を図ることで、生活が困窮している人や困窮するおそれのある人へ、生活の安定や自立を包括的に支援するための体制が構築されているを目指すこととしております。

この目標を設定した理由につきましては、国としても、生活困窮者と直面している方が困窮状態から脱却するためには、収入面と支出面の両面から生活を安定させることが必要不可欠であり、就労準備支援事業などについては全国どこに住んでいても必要な支援を受けることができる体制の整備が重要と述べている中、本市としましても、就労支援事業をはじめ、各種支援の促進に努めることにより、生活保護世帯や生活困窮者世帯の安定した生活の確保及び自立につながると考えておりますことから、このような目指す姿を設定したところでございます。

生活保護制度、生活困窮者自立支援制度についての説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございました。これより検討を行います。この節につきましてご意見がある方は挙手をお願いします。

委員

目指す姿の中に、医療保険制度や国民年金制度に関するという記載がありますが、国民年金制度を目指す姿に入れることについて説明をしてください。

部会長

事務局は、説明をお願いします。

事務局

こちらの節が社会保障制度の充実ということで、国民年金制度についてもやはり正しく理解していただいて、市民のみなさんからも色々な意見をいただくことが必要であると考えるから記載させていただきました。

委員 それであるならば、課題の欄に、国民年金のことについて触れていただけると流れがつながるのかなと思います。

事務局 承知いたしました。

部会長 ありがとうございました。そのほかご意見はいかがでしょうか。

委員 意見ではなく確認です。生活困窮者自立相談支援事業の新規相談件数の見方ですが、コロナ禍で見ますと、その隣にある生活保護受給世帯の多くの世帯の数と、ほぼ、2020年、2021年とその数と同じくらいかなと思います。色々な相談事があったのではないかと解釈しましたが、それ以外のところでは減ってきており、相談件数が少ないということは、安心して生活できており、改善していると見てよろしいのでしょうか。

部会長 ご質問ありがとうございます。データの分析についてかと思いますが、事務局で把握されておりますでしょうか。

事務局 自立相談支援期間の相談内容につきまして、令和4年度と5年度でいきますと、総件数は3,214件から2,529件と減っておりますが、一番多い令和4年のときには、収入や生活費の相談ということで、コロナ禍の中で、仕事がなくなった方がお金を貸してもらえないかとかいった相談が多くございました。令和6年度4月末時点、これは1か月ですが、その件数は、収入、生活費は79件ということですので、今後、減ってくるのではないかと見ております。

 あと、家賃やローンの支払いは、令和4年度は424件でしたけれども、令和5年度は289件という形で減ってきています。コロナ禍が、やはり厳しくて、もともとが1,200前後ということでしたが、コロナが始まってどんどん増え、また元に戻ってきていると分析をしております。

部会長 ご説明ありがとうございました。よろしいでしょうか。

 そうしましたら、この節につきましては、先ほどご指摘がありました、今後の課題に、国民年金制度に関する文言を盛り込んだ方が良いということ部会の意見とさせていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

 それでは、以上で本日の議事（1）について、終了したいと思います。

 次に、議事（2）その他につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局 企画課の後藤でございます。

 議事（2）につきまして、説明をさせていただきます。[資料1](#)をご覧ください。

 本日は予定どおり、素案の29ページ、点字は61ページまで検討が終了いたしました。

 今回の検討内容につきましては、素案の31ページ、点字は64ページ12行目にある「健康づくりの推進」から、47ページ、点字は145ページ4行目の「健全な

消費生活の実現」までとなります。

会議の進め方は、今回と同様、2の現状、3の今後の課題を中心にご検討をいただくこととなります。今回、委員の皆様からいただいたご意見につきましては、庁内で検討を行い、市の考え方をまとめた上で次回の部会でお示ししたいと考えております。

説明は以上でございます。

部会長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関しまして、ご質問はありますでしょうか。

(なしの声)

部会長

ご質問がないようですので、これで全ての議事を終了いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

事務局

部会長、ありがとうございました。

次回の開催日時でございますが、7月18日木曜日の13時半から、別館6階大会議室で第3回共生・安心部会を開催させていただきます。

今日、今部会終了後に第3回の開催案内を配付させていただきますので、ご確認ください。また、駐車券をお持ちの方は、お帰りの際、受付に駐車券を提出してください。処理をさせていただきます。

では、以上をもちまして、大分市総合計画基本構想・第1次基本計画第2回共生・安心部会を終了いたします。委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。